

アルパ・リエゾン治験翻訳講座 受講約款

第1条（契約の成立）

受講者は、受講申込書の内容および以下の条項を承諾の上、アルパ・リエゾン株式会社に対して受講の申込みを行い、アルパ・リエゾン株式会社がこれを承諾した時点で契約が成立するものとします。

第2条（役務の提供及び対価の支払い）

1. アルパ・リエゾン株式会社は学習カリキュラムの中から受講者が選択した受講申込書記載の内容の役務を提供します。
2. 受講者は入学金及び受講料を案内期日までにアルパ・リエゾン株式会社が指定する銀行口座への振込みにより支払うこととします。
3. 実践レベル以上の演習コースについては、入学に際してレベル判定試験を行います。基礎レベルからの継続受講の場合は、レベル判定試験が免除されます。
4. 受講者が受講を希望するクラスが開講できる人数に達しない場合は、クラスを開講しない場合があります。但し、その場合は納入金の全額を返還することとします。

第3条（学習指導の実施場所）

アルパ・リエゾン株式会社は入学申込書記載の場所またはオンラインにおいて学習指導を行います。但し、やむを得ない事情がある場合には他の場所に移動することがあります。

第4条（学習指導期間と契約期間）

学習指導の契約期間は、受講案内に記載された期間とします。

第5条（開講日以前の解約：事前解約）

1. 受講者は開講日の前日までに契約を解除する旨を記載した書面をアルパ・リエゾン株式会社に提出することにより本契約を事前に解約することができます。
2. 事前解約の場合は、アルパ・リエゾン株式会社は受講者に対し、受講生が納入した金額の全額から受講者の登録等の事務処理に要した手数料として11,000円を差し引いた金額を受講者が指定した銀行口座に振り込み方法により返還するものとします。振込手数料は受講者の負担とします。
3. 前項にかかわらず、受講者の事前解約が妊娠、出産、転居、受講者および家族の疾病、事故、不幸等、受講が困難であることを理由とするもので、受講者の学習意欲に関係のない外部事情による事前解約と認められた場合、アルパ・リエゾン株式会社は受講者に対し、受講者が納入した金額の全額を前項に準じた方法で返還するものとします。

第6条（開講日以降の解約及び解約手数料）

1. 開講日以降であっても、受講者は書面の提出により、本契約を中途解約することができます。
2. 中途解約がなされた場合、アルパ・リエゾン株式会社は受講者に対し、以下の定めに従った金額を受講者が指定した銀行口座に振り込み方法により返還するものとします。
3. 解約手数料は入学金を除いた未受講分の授業料金とします。

第7条（受講時期の延期）

開講日以前、以降に関わらず、やむを得ない事情により受講者が受講時期の延期を希望する場合、納入金を返還しないことを条件に、次学期以降に申し込みコースと同コースを振替受講することができます。なお、受講時期の延期は1回のみとします。

第8条（役務を提供できないときの取り扱い）

アルパ・リエゾン株式会社は、申込者の契約した役務を提供できないときは、代講または休講とし、休講の場合はできる限り補講を行います。補講に参加できない受講者には、休講分の受講料を速やかに返還いたします。

第9条（受講制限）

アルパ・リエゾン株式会社は以下のような場合、受講者に対して受講の制限をすることができることとします。

1. 受講者がインフルエンザなど伝染病にかかっていると思われる場合、または、飲酒等で通常の受講が困難と判断される場合は、本人の意思に関わらず授業への参加を認めないこととします。
2. 受講者が授業の進行を妨害するなど、本講座への不利益が生じていると認められた場合は、本人の意思に関わらず、退学を強制することがあります。また、この場合は入学金、既習済受講料を除く、残りの期間の受講料を全額返金することとします。

第10条（不可抗力による免責事項）

戦争、暴動、自然災害、交通機関の遅延または不通、講師の死亡・事故など、不可抗力により役務の提供、遅延、変更、中断、もしくは廃止、その他講座に関連して発生した申込者の損害について、一切の責任を負わないものとします。

第12条（附則）

本約款に定めのない事項については、民法及びその他の法令によるものとします。

以上